

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示  
事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地  
域振興課】 2
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【  
市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 4

北九州市告示第 282 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 28 年 6 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上の原自治区会第 7 町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	明石香代子	北九州市八幡西区上の原一丁目 24 番 16 号
変更後	溝口 進	北九州市八幡西区上の原一丁目 16 番 17 号

3 変更年月日

平成 28 年 4 月 9 日

北九州市告示第 283 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 28 年 6 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

八幡西区的場自治町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	上野宣和	北九州市八幡西区的場町 1 3 番 1 3 号
変更後	伊藤洋行	北九州市八幡西区的場町 2 1 番 2 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区的場町 1 3 番 1 3 号
変更後	北九州市八幡西区的場町 2 1 番 2 号

4 変更年月日

平成 28 年 4 月 2 日

北九州市告示第 284 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成 28 年 6 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

三松園町内会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に寄与すること。

3 区域

北九州市八幡西区三ツ頭二丁目 1 番 1 2 号から 3 6 号まで、3 番 1 号から 6 番 1 3 号まで及び 1 3 番 1 号から 2 4 番 1 3 号までとする。

4 主たる事務所

北九州市八幡西区三ツ頭二丁目 6 番 7 号

5 代表者の氏名

堤野久男

6 代表者の住所

北九州市八幡西区三ツ頭二丁目 6 番 7 号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定による。

10 認可年月日

平成 28 年 6 月 2 日